# 「広域的連携等推進協議会」設置の経過

### 京都水道グランドデザイン (H30.11 策定)

- 国の「新水道ビジョン」を踏まえ、都道府県版水道ビジョンとして策定
- 平成27年度から、市町村や外部有識者と熟議を重ね策定 グランドデザイン検討委員会(外部委員8名) 7回開催 市町村水道事業連絡会議(圏域別会議) 27回開催 テーマ別検討グループ会議(市町村職員) 8回開催
- ◆ 将来にわたる安心・安全な水道水の供給体制を築くため、府内 全域の水道事業の方向性を示す

| 3つの視点 |                 | 8つの取組項目             |
|-------|-----------------|---------------------|
| 1     | 安全性の保証          | ① 水源管理<br>② 水質管理の向上 |
|       |                 | ③ 水道未普及地域等の対応       |
| 2     | <b>危機管理への対応</b> | ① 耐震化計画・アセットマネジメント  |
|       |                 | ② 応急給水体制·応急復旧体制     |
| 3     | 持続性の確保          | ① 人材育成・技術継承         |
|       |                 | ② 中長期的視点の経営         |
|       |                 | ③ 公民連携の推進           |

先ずは水道 事業者が個 別に取組

- ◆事業者単独では解決困難な課題について、広域連携・広域化に よる解決を目指す
- 府域を3つの圏域(南部・中部・北部)に分け、協議会を設置して 広域連携・広域化の検討に取り組む
  - ◆ 市町村水道事業連絡会議(圏域別会議) 14回 開催
  - 水道事業に関する情報交換、施設の相互訪問、広域連携等に関する 意見交換や研究、水道事業の将来展望に関するワークショップ 等

#### 水道法の改正 (R元.10 施行)

### 改正の概要

法律の目的

水道を計画的に整備 🔷 水道の基盤を強化



- 1 関係者の責務の明確化
- 2 広域連携の推進
- 3 適切な資産管理の推進
- 4 官民連携の推進
- 5 工事事業者制度の改善
- ◆ 都道府県は水道事業者等の間の広域的な連携を推進 するよう努めなければならない (法第二条の二)
- ◆ 都道府県は国の基本方針に基づき、関係市町村及び 水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定め ることができる (法 第五条の三)
- ◆ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村 及び水道事業者等を構成員とする協議会(広域的連携 等推進協議会)を設けることができる (法 第五条の四)
  - ◆「水道広域化推進プラン」策定の要請

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域 化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取組 を進めていくため、都道府県に対し令和4年度末までの策定及 び公表を要請 (平成31年1月25日付け総務省、厚生労働省通知)

京都府水道事業広域的連携等推進協議会 (令和元年10月設置)

## 広域連携・広域化検討の今後の展開

- ◆ 今後、「幹事会」を開催し、将来の事業統合なども含めた様々な選択肢に 対して調査・研究、検討を行う
- ◆ 首長等による「協議会」を開催し、広域化等に関する方針表明(合意形成)
- ◆ 令和4年度までに策定が求められている「水道広域化推進プラン」について、市町村とともに検討を進める。

